

**一般財団法人全日本大学バスケットボール連盟
アマチュア選手宣誓書の導入に関する説明会
2026年3月31日(火) 18:30~Zoom**

「一般財団法人全日本大学バスケットボール連盟 統一『アマチュア選手誓約書』」 (以下、「本誓約書」という) 導入について

■ 導入の背景

- 日学登録されている選手が、在学期間中にトップリーグ（Bリーグ/Wリーグ）へ移籍をしてしまうケースが近年多く発生している。
- 日学の基本規程に定める移籍は、日学登録チーム内の移籍に関する定めであり、他団体への移籍手続きにおける定めがない状態である。

所属する大学と選手において、
バスケットボール活動としての一定の定めを明確にするために「本誓約書」を導入する。

第97条〔選手契約〕

- ① 本章でいう「契約」とは、有償・無償を問わず、選手とその所属チームによって締結される、バスケットボール選手としての所属および公式試合への参加に関する書面による取り決めをいう。
- ② 契約の対象となる選手は、満15歳以上（ただし、中学校在学の選手を除く）で、かつ、次の各号のいずれかの連盟に加盟するチームに所属しようとする選手のみとする。なお、当該選手が契約締結時に18歳未満である場合には、契約の締結について法定代理人の同意を得なければならない。
 - (1) 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（J P B L）
 - (2) 一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグ（B 3リーグ）
 - (3) 一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ（W J B L）
 - (4) 一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟（J S B F）
- ③ 契約の最長期間は4年間とする。
- ④ 契約の最短期間は、原則として、当該契約の効力発生日から第108条〔シーズン〕に規定するシーズンの終了時までとする。
- ⑤ プロ選手（第97条の2〔選手区分〕に定義する。）に関する契約は、本協会が定める統一契約書式またはそれに準じる、所属チームが所属する団体が定め、本協会が承認する契約書式により締結されなければならない。
- ⑥ 契約においては、次の各号の原則が適用される。
 - (1) 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（J P B L）
 - (2) 一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグ（B 3リーグ）
- ⑦ 契約においては、契約の当事者選手の医学上の検査が良好であること、または査証等当事者選手の就業に関する行政による認可の可否を契約の効力発生条件としてはならない。
- ⑧ 所属チームとの契約を締結した選手は、次の各号の規定を遵守しなければならない。
 - (1) 国内外を問わず、本協会、所属チームの加盟する連盟または所属チームの主催以外の試合に出場する場合は、事前に本協会の承認を得なければならない。
 - (2) 同一期間に2つ以上のバスケットボールチームと契約を締結してはならない。
- ⑨ 本協会または契約の当事者チームが加盟する連盟は、前7項の違反当事者に対して、スポーツ上の制裁を科すことができるものとする。

第97条の2〔選手区分〕

本協会における選手区分は、次の各号のとおりとする。

- (1) プロ選手：その所属チームとの書面または電磁的記録による契約を有しており、当該選手のバスケットボール選手としての活動の対価として、当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。バスケットボール競技の活動のほかにも所属チーム等への労働提供がある場合や、所属チーム等の雇用者であっても、契約書上に「バスケットボール競技の活動」をすることでその対価を支払うまたは現物を支給（サービスの提供および権利付与を含む。）する旨の記載がある場合は、いずれもプロ選手とみなす。
- (2) アマチュア選手：契約の有無にかかわらず、報酬または利益を目的とすることなくプレーする者。

第97条の3〔選手区分の適用〕

- ① 次の各号の各連盟は、第97条の2に定める選手区分を規程に定める義務をおくものとする。
 - (1) 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（J P B L）
 - (2) 一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグ（B 3リーグ）
 - (3) 一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ（W J B L）
 - (4) 一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟（J S B F）
- ② 前項に定める連盟以外の連盟に所属する加盟種別が一般（Ⅰ種）である所属チーム、ならびに一般（Ⅱ種）、U 1 8、U 1 5およびU 1 2カテゴリーのチームに所属する選手は、アマチュア選手のみとし、これらのチームが選手と契約を締結する場合には、チームは、加盟する所属団体に対し、本協会の承認を経たアマチュア選手誓約書を提出し当協会の承諾を得なければならない。
- ③ アマチュア選手は、所属チームから、バスケットボール競技の活動に関して、交通費、宿泊費、備品手当、食事手当、保険料、その他所属チームが必要と認めた手当以外を受領してはならない。

JUBF 基本規程の一部改訂とアマチュア選手誓約書の導入について

■ 下記を適用する

第97条の3〔選手区分の適用〕

- ② 前項に定める連盟以外の連盟に所属する加盟種別が一般（Ⅰ種）である所属チーム、ならびに一般（Ⅱ種）、U18、U15およびU12カテゴリーのチームに所属する選手は、アマチュア選手のみとし、これらのチームが選手と契約を締結する場合には、チームは、加盟する所属団体に対し、本協会の承認を経たアマチュア選手誓約書を提出し当協会の承諾を得なければならない。



■ 適用・導入にあたって

① 日学 基本規程の一部改訂

➡ 適用、改訂に伴い組織の位置づけ、役割、チーム責任者の明確化

② 日学 本誓約書

➡ JBA承認済み

JUBF 基本規程の一部改訂とアマチュア選手誓約書の導入について

① 施行時期

- 2026年4月1日より適用

② 全日本大学連盟傘下の「11地区連盟」における規程関連の改編が必要

- 登録担当役員および11地区連盟の学生担当役員への説明会の実施 ⇒ 3月21日実施
- 日学加盟チーム チーム責任者及び登録担当者への説明会の実施 ⇒ 本日(3月31日)

③ その他

- 本誓約書は男女共通のもの。
- 本誓約書は他団体等への移籍などの手続きを共有する目的のものである。
- 本誓約書は大学及び選手の意思によって定められるものであり、すべての登録選手に行うものではない。

■ JUBF 統一「アマチュア選手誓約書」JBA提出フォーム

URL : <https://x.gd/O8XaU>

提出後の送付先 : JUBF 榎田専務理事、JUBF 西井法務委員長
JBA事務局 (競技担当)